第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第六十四条第一項 | 罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき | 罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間、拘置すべき |

第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第二項第二号 | 裁判長又は受命裁判官 | 裁判長 |

第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同表第七十三条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第七十三条第三項 | 第一項各号又は前項各号 | 第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項各号 |
| | 前二項 | 第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項 |
| | 公訴事実の要旨 | 罰金が完納されていない旨 |

第四百九十四条の七第一項の次に次の一項を加える。

拘置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百九十四条の八第二項の表第九十六条第一項第二号及び第六号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第九十八条第一項第一号 | 第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。） | 第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。） |
| | 裁判長又は受命裁判官 | 裁判長 |

第四百九十四条の十二第一項中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改め、同条第三項の表第五十九条、第六十二条、第六十四条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第三項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の項中「第六十二条、第六十四条第一項及び第三項」を「第六十二条第一項、第六十四条第一項及び第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項中

| | |
|---|---|
| 罪名、公訴事実の要旨 | 罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間 |
| 裁判長又は受命裁判官 | 裁判長 |

を

| | |
|---|---|
| 罪名、公訴事実の要旨 | 罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間 |

に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第一項第二号 | 裁判長又は受命裁判官 | 裁判長 |

第四百九十四条の十二第三項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同表第七十三条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第七十三条第三項 | 第一項各号又は前項各号 | 第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する第一項各号 |
| | 前二項 | 第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する第一項 |
| | 公訴事実の要旨 | 罰金が完納されていない旨 |

第五百九条第三項の次に次の一項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五百十条第一項中「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該令状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官（第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官）の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第五百十条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該令状が書面による場合　記名押印すること。

二　当該令状が電磁的記録による場合　裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。